

同居・別居、親族等に関する補足

- ①養子は実子と同じ扱い(別居でも認定)になります。
- ②里子は被保険者の養子にならない限り被扶養者になれません。
- ③配偶者(含内縁)の連れ子は同居が条件です。
- ④子が留学し住民票を移しても扶養になります(学生以外は要送金証明)。
- ⑤元夫の戸籍上の子も妻の子として扶養できます。
- ⑥父親と内縁関係にある継母は親族では無いので同居でも不認定となります。
- ⑦同一敷地内において、各世帯が別々の建屋に居住している場合は、別居扱いとなります。
- ⑧各世帯の住民票が別であっても、建屋が同じ(番地が同じ)で、かつその建屋が上記①の二世帯住宅に該当しない場合は、同居扱いとなります。
- ⑨病院への入院については、一時的な別居と考えられるため同居扱いとなります。また、介護老人保健施設、障がい者施設などへの入居についても同様です。
- ⑩有料老人ホームへの入居については、入居費用を被保険者が負担している場合は、同居扱いとなります。
- ⑪単身赴任の場合は、同居扱いとなります。ただしこの場合、事業主が単身赴任の状態であることを証明する必要があります。

収入、生計維持に関する補足

1. 収入とは

収入の対象には、給与所得者の場合、各種手当を含めた給与支給額(税金控除前)、農業、自営業者は、当該事業遂行のための必要経費を控除した額、公的年金(国民・厚生・農業・公務員・遺族・障害・恩給等)、私的年金(企業年金、個人年金等)、雇用保険、資格喪失後の傷病手当金、その他継続的な収入全てが含まれます。但し退職金は除きます。

年間収入とは、扶養の事実が発生した日から、1年間の収入見込額を指します。なお、収入見込額の妥当性を判定するにあたっては、前年の収入額を参考にさせていただきます。ただし、認定を受ける時点の収入が、前年の状況と著しくかけ離れている場合には、直近の収入により年間収入を推計することになります。

◎事業(営業等・農業)収入・不動産収入の判定において当健保組合が認める必要経費

	事業収入関連経費	農業収入関連経費	不動産収入関連経費
認定	荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、外注工費、地代家賃、貸倒金	種苗費、素蓄費、肥料費、飼料費、農具費、農薬・衛生費、諸材料費、修繕費、動力光熱費、作業用衣料費、農業共済掛金、荷造運賃手数料、土地・賃借料、土地改良費、小作料・賃借料、貸倒金	修繕費、地代家賃、貸倒金
否認	租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、給料賃金、利子割引料、雑費、その他手書きの項目	租税公課、雇入費、減価償却費、利子割引料、雑費、その他手書き項目	租税公課、損害保険料、減価償却費、借入金利子、給料賃金、雑費、その他の経費、その他手書きの項目

※青色申告特別控除額がある場合は、経費の否認項目と同様に扱います。

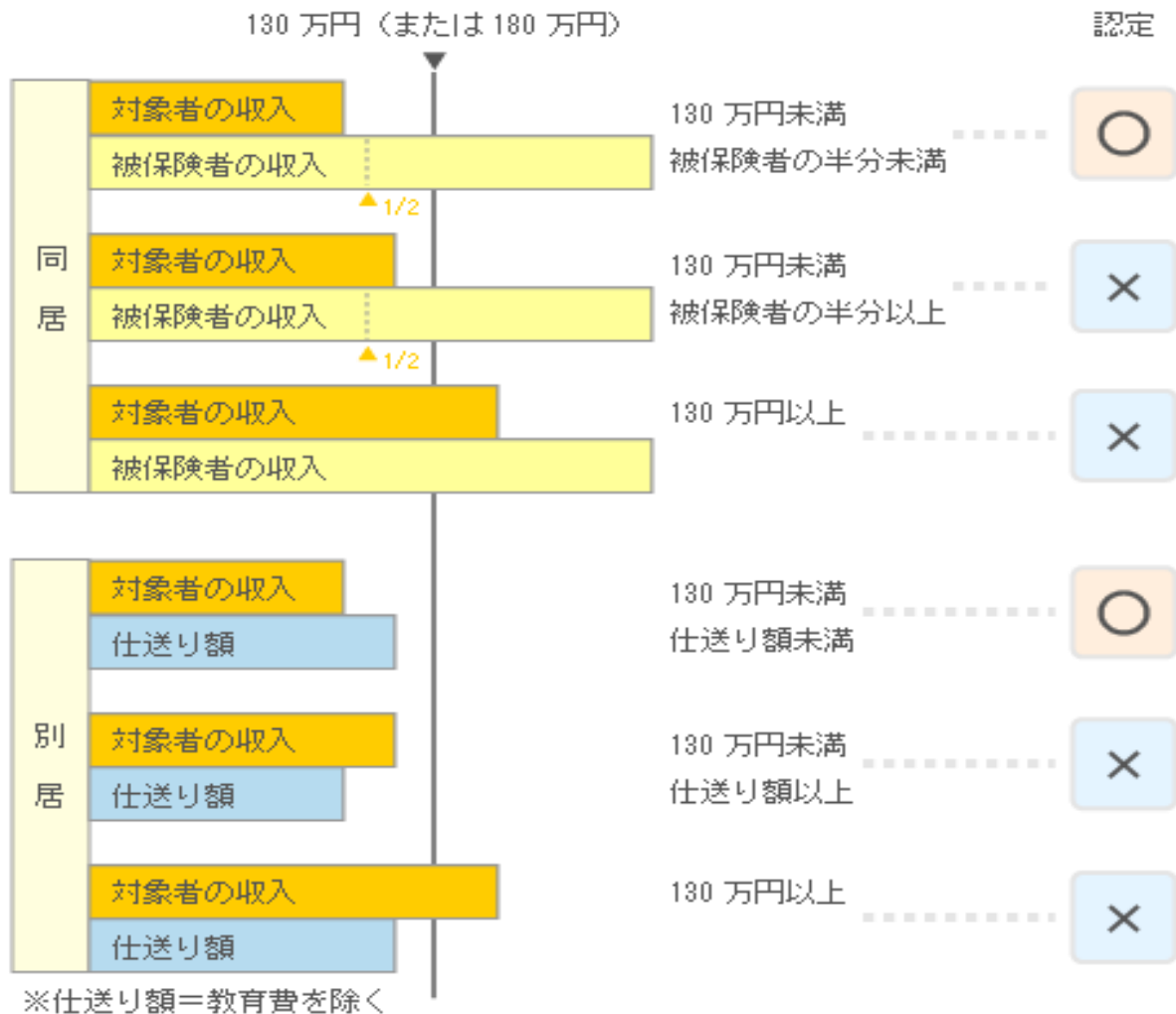
※事業の業態等により否認の項目でも必要経費と認める場合もあります。

◎個人年金について、当健保組合が定める収入部分

年金支給額から必要経費(保険料支払額)を控除した差額。

2. 「主として被保険者の収入で生計を維持している」状態とは

[生計維持関係判断の具体例]



※被扶養者の収入が被保険者の収入を上回らない場合、総合的に世帯の生計維持中心が被保険者にあるとき(障害年金受給者等)はその家族を被扶養者と認定する事がある。

(1) 認定対象者に「配偶者」がいる場合 — 生計費は夫婦一体と考える —

① 被保険者と「同居」している

2人の年齢	2人の合計収入	認定判定
2人とも60歳未満	130万円未満	2人とも認定
	130万円～234万円未満	収入の少ない方1人を認定
	234万円～	2人とも認定できない
60歳未満と60歳以上	180万円未満	2人とも認定
	180万円～279万円未満	収入の少ない方1人を認定
	279万円～	2人とも認定できない
2人とも60歳以上	180万円未満	2人とも認定
	180万円～324万円未満	収入の少ない方1人を認定
	324万円～	2人とも認定できない

※2人の生計費は[一人の生計費×2]よりも低くなるというデータ(人事院の標準生計費)をもとにして[一人の生計費×2]の90%を基準とした次の金額で判断する。

- ・234万円……………[130万円×2人]の90%
- ・279万円……………[130万円+180万円]の90%
- ・324万円……………[180万円×2人]の90%

② 被保険者と「別居」している

上記①の「同居」しているときと同様に判断しますが、さらに次の2つの要件を満たす事が必要です。

要件1 原則として両親の年間収入合計が被保険者からの仕送り額より少ないこと

要件2 別居者の生活が衣・食・住・その他(納税)等総合的に維持される水準にある事
(最低でも5万円/人・月以上送金……毎月または2ヶ月毎に)

※届出には、継続して仕送りをしている事がわかる書類(直近の6ヶ月分)を添付

- ・被扶養者であった者が同居から別居した場合継続して認定するが6ヵ月後に送金実績を提出
- ・被保険者の資格取得時は取得前6ヶ月送金実績があれば取得日から認定
- ・被扶養者を新たに加えるときは6ヶ月送金実績の後に認定

(2) 認定対象者に「同居人」がいる場合

上記(1)「認定対象者に「配偶者」がいる場合」に準じて(「配偶者」を「同居人」と置き換えて)認定いたします。

- 【例】
1. 父と姉が同居しているが父を扶養にしたい。
 2. 母と兄が同居しているが母を扶養にしたい。
 3. 祖母と姉が同居しているが祖母を扶養にしたい。

(3) 出生した子を扶養するケースにおいて、夫婦共働きなので配偶者を扶養していない場合

夫婦双方に収入があるため、配偶者を扶養していない場合、子は原則として夫婦いずれか年間収入の多い方の被扶養者とします。

※夫婦双方の収入が同程度(1割以内の差)の場合は、主として生計を維持する方の被扶養者となります。

(4) その他認定対象外のケース

次の事項に該当する場合は、「被保険者に主として生計を維持されている者」とは認められません。従って、被扶養者の認定の対象とはなりません。

事項	理由
雇用保険を受給している場合	雇用保険の給付水準は「他人から経済的に扶養されなくても、失業直前の生計水準が維持できる金額」として設定されています
他の健康保険の資格喪失後の傷病手当金を受給している場合	健康保険の給付水準は「その者の生活の安定を図れる金額」として設定されています

※但し上記金額が日額 3,611 円(130 万円/360 日)以下の場合には認定されます